

産業廃棄物処理に係る「第37回実務者研修会」開催

- ・日 時：令和6年9月6日（金）
午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場 211・212 展示室
（名古屋市熱田区）
- ・受講者：148名（79社）

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象とした「第37回実務者研修会」（実務基礎コース）を開催しました。

平成28年のダイコー（株）の不適正事案を契機に、協会が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいています。



挨拶をする小野専務理事

開会の挨拶で小野俊之専務理事は「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下「廃掃法」という。）を知ることは意義・意味があり、法律を知っていることで身を守ります。これは安全に業を進めていくうえで、委託先から理不尽（違法）な依頼を受けた場合、違法なことはできないと断れます。また、環境を守るという前提で作られていますので、当然周りの環境を守ることができます。そういったことを重ね、周辺の住民や排出事業者の信用を得ることができます。廃掃法はとても厳しく、事件のたびに改正されますので、勉強していく必要があります。本日配布されるテキストを持ち帰り、習得していただきますようよろしくお願いいたします。」と述べました。



研修会の様子

◆第1章 産業廃棄物処理の基礎

：講師 小野専務理事

1. 循環型社会の姿、2. 産廃処理ビジネスの特異性、3. 廃棄物の定義、4. 産業廃棄物の処理責任、5. 産業廃棄物の保管基準、6. 産業廃棄物処理業者の責務、7. 産業廃棄物処理施設設置者の責務、8. 行政処分

◆第2章 産業廃棄物の委託処理と委託契約書

：講師 小坂元信事務局長

1. 委託基準、2. 委託契約書の原則、委託契約書の作成要領、3. 産業廃棄物の再委託、4. 委託契約書と印紙税

◆第3章 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

：講師 小野田敏也環境アドバイザー

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは、1. 環境省令によるマニフェストの規定、2. 紙マニフェスト、3. 産業廃棄物管理票の交付等状況報告書について、4. 電子マニフェスト、5. マニフェストが不要な場合

◆第4章 帳簿：講師 小坂事務局長

帳簿作成の目的、帳簿備え付け対象者、帳簿様式と記載例

研修終了後、閉会の挨拶で小野専務理事は「本日の研修でわからないところは事務局に聞いてください。私は本日初めての研修でしたので、次回はもう少しわかりやすく講義ができたらと思っております。」と話されました。修了証は小野専務理事より受講者の方に渡され、研修会は閉会となりました。



修了証授与の様子